

(別紙 2)

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造		調剤室の面積	m ²
主たる設備	品 目	品 目	

(備 考)

- 1 薬局の見取図及び身体障害に配慮した設備構造等が確保されていることがわかる写真（出入口、待合室、廊下、トイレ等）を添付すること。
- 2 薬剤師免許証の写しを添付すること。
- 3 主たる設備の欄には、薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）に掲げる以外のものである場合にのみ、その主たるものを記載すること。